

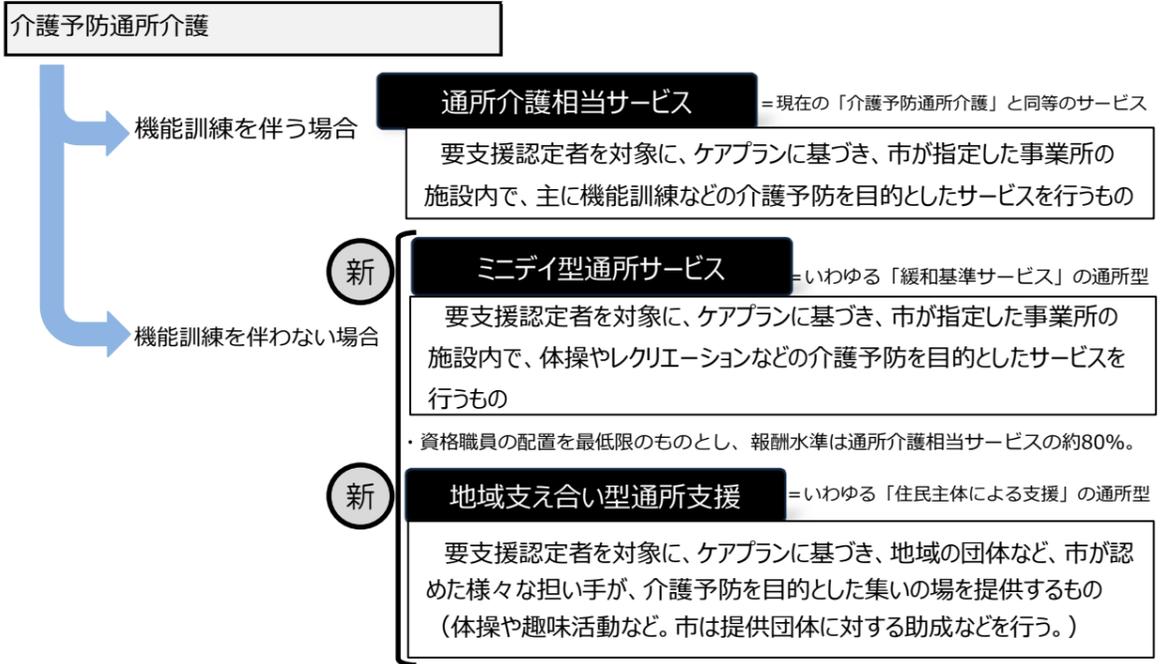
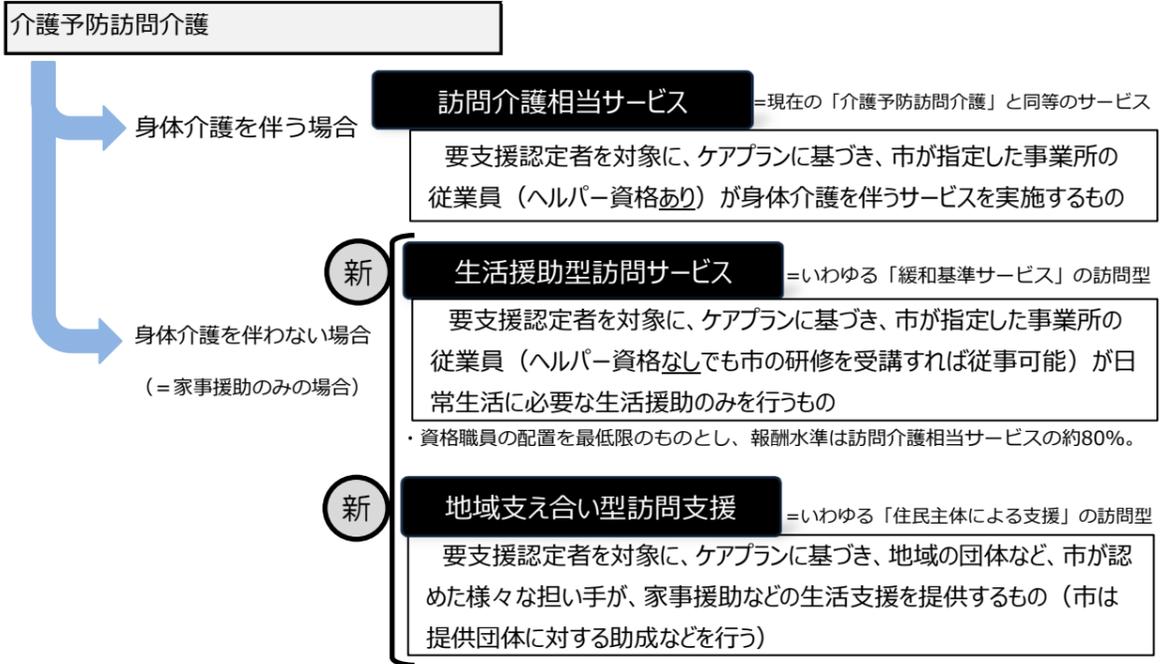
1 千葉市における総合事業の内容について

【ポイント】

①身体介護又は機能訓練を必要としない利用者に対しては、ヘルパー等の資格のない従業員が従事できる「緩和基準サービス」や、「住民主体による支援」の利用を原則とする。

②現行の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」に相当するサービスは継続実施する。

※ 「緩和基準サービス」や「住民主体による支援」の利用対象者であっても、供給の不足等により、これらを利用できる状況にない場合には、②の現行のサービスに相当するサービスを利用できる措置を講じる。



○上記のほか、新たなサービスとして「短期リハビリ型通所サービス」をH29年度中に開始予定（基本チェックリスト該当者に対して、市から業務を受託した事業所が実施する予定。）

2 これまでに行った準備状況について

- 1 市民・利用者向け周知**
 - (1) 市政だよりにて総合事業の概要について説明（11月1日号、3月15日特別号）
 - ・ 制度改正の趣旨、変更されるサービスと対象者など
 - (2) 全ての要支援認定者に対してお知らせ文を郵送（2月下旬～3月上旬）
 - ・ 変更後のサービス内容の概要、変更される時期など。（送付対象者：10,476人）
- 2 事業者向け周知等**
 - (1) 事業者説明会
 - ・ 第1回目（10月13日。市民会館） 制度改正の趣旨、変更されるサービスと対象者など
 - ・ 第2回目（1月12日。市役所8階） 事業所指定手続き、報酬単価、請求方法など
 - ・ 第3回目（3月16日、17日。市民会館） 介護保険サービス全般に関する説明。報酬請求手続きなど
 - (2) 生活援助型訪問サービスの従事者研修の実施（2月22日、23日）
 - 介護保険制度、人権や個人情報保護について、高齢者の疾病やコミュニケーション技術、生活援助について 等
 - ※ 研修終了後、修了者の求職と事業所の求人のマッチングも実施。
 - ※ 参加者89人（研修終了後のマッチングへは、39人の研修修了者、7事業所が参加）
 - (3) 総合事業サービスに関する事業所指定の状況
 - ・ 通常より早い1月から指定申請等の受け付けを開始した。
 - ※ 現行相当サービス…H27.3/31時点で指定を受けていた事業所は原則として全て指定（法による「みなし指定」）
 - ※ 緩和基準サービス…H29.2末現在で「生活援助型訪問サービス」41事業所、「ミニデイ型通所サービス」8事業所
- 3 条例改正**
 - 介護給付・予防給付の利用者負担額については、それが高額となった場合や本人が被災した場合等に軽減措置がある。
 - 総合事業に係る利用者負担額についても適用するため、介護保険条例の一部を改正（平成29年4月1日施行）
- 4 地域支え合い活動の普及のための周知**
 - (1) 地域支え合い活動についての説明会（12月13日）・・・市社会福祉協議会と共同開催
 - ・ 地域支え合い活動の活動実態についての報告、市の支援制度についての説明等
 - (2) 市政だよりにて、地域支え合い活動に対する助成制度の周知（3月15日特別号）
 - ・ 地域支え合い型訪問支援・通所支援事業（平成29年度新規事業）
 - 【補助対象団体】規約等により組織された5人以上で構成され、市内において支援活動を実施している団体
 - 【補助対象事業】当該団体の支援活動がケアプランに位置付けられた要支援者の利用1回につき（訪問）250円、（通所）350円

3 今後の取り組みについて

- 1 総合事業の担い手を確保するための取り組みについて**
 - (1) 緩和基準サービス
 - ①指定状況、近隣市や他の指定都市の動向等を踏まえ、指定基準や報酬額の在り方について検討する。
 - ②生活援助型訪問サービスの従事者研修を継続して実施するとともに、修了者と事業所のマッチングも継続する。
 - (2) 地域支え合い訪問支援・通所支援の普及促進
 - ①実際の活動状況についての情報提供（好事例の紹介なども実施）
 - ②市や市社協による支援制度の説明

※ 総合事業で創設されるサービスの利用についての意向調査（計画策定の実態調査項目の一つ）の結果も踏まえて、有効な方法を検討していく。
- 2 基本チェックリストの活用について**
 - 国が、要介護・要支援認定制度に代わる「簡易な認定制度」として位置付けているもので、日常生活関連動作や運動器機能など計25の質問項目からなる。この聞き取り結果等をもとに、簡便にサービス利用に繋げるといふもの。しかし、これは自己申告に近いものであることから、的確な認定ができないおそれがあるため、本市では、指定事業所によるサービスは、現行どおり、要介護・要支援認定を受けた者のみが利用できることとする。（平成29年度）ただし、要介護・要支援の認定件数が急増していることから、平成30年度以降に向けて、国が言う「簡易な認定制